

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ（B）出口弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
2	1号機	原子炉停止時冷却系ポンプ代替原子炉補機冷却水系冷却水（純水）配管保温材の一部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	1号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（A）海水側安全弁用配管の保温材カバーの一部外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
4	1号機	原子炉建屋5階燃料プール内燃料集合体チャンネルボックス着脱機（A）点検において、制御ケーブル留金具に一部破損が認められたため、当該部を修理	D	
5	2号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジデカントポンプ出口弁駆動部点検において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
6	4号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置メッシュフィルタ（A）出入口差圧指示スイッチ点検において、判定値外れが認められたため、当該指示スイッチを修理	D	
7	4号機	取水設備バー回転式スクリーン（A、B、C）及びトラベリングスクリーン（A、B、C）点検において、オイルレスブッシュの摩耗が認められたため、当該ブッシュを交換	D	
8	4号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査（環1））の要領書にて制定した「検査用計器」以外の計器で検査を実施（5台）したことが認められたため、対応検討	C	
9	4号機	模擬燃料集合体チャンネルファスナ（燃料集合体とそれを取り囲むチャンネルボックスとを固定する金具）に異常（ファスナガードが浮いている）が認められたため、対応検討	C	
10	4号機	タービン建屋2階換気空調設備南側給気ファン室北側扉の蝶番溶接部に外れが認められたため、当該部を修理	D	
11	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（22-39）アキュームレータ充填水入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	定期事業者検査（非常用予備電源装置検査（A系））において、要領書に誤記が認められたため、当該要領書を訂正し、検査を再開	D	
13	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）海水入口ベント弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	第4給水加熱器（C）1次ドレン弁及び2次ドレン弁にシートパスが認められたため、対応検討	D	
15	5号機	第5給水加熱器（A）1次ドレン弁及び2次ドレン弁にシートパスが認められたため、対応検討	D	
16	その他	水処理設備前処理装置不純物除去機（A）レーキ用ゴムに劣化（4枚中3枚）が認められたため、当該ゴムを交換	D	
17	その他	業務委託検収手続きの一部書類に確認印もれが認められたため、対応検討	C	
18	その他	承認権限者が未承認のまま、消耗品（液体窒素）購入手続きの実施が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで